

17 地環第 359 号
17 廃対第 541 号
17 建第 416 号
平成 18 年（2006 年）2 月 15 日

（社）長野県建築士会長 様

長野県生活環境部長

長野県住宅部長

「既存建築物における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材の
適正撤去・処分に係る実施要領」の改正について（依頼）

日ごろから県の環境行政及び建築住宅行政につきまして、ご理解・ご協力をいただき
ありがとうございます。

さて、現在、県におきましては、標記要領に基づきまして届出等にご協力いただく中
で、アスベストの適正撤去・処分を進めているところですが、今般、大気汚染防止法施
行令が改正され、大気汚染防止法の届出対象が拡大されたことに伴い、別添のとおり要
領を改正し、平成 18 年 3 月 1 日より施行することとしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、会員への周知等、本制度の運用について格別
のご配慮をお願いいたします。

担当：地球環境課大気保全ユニット （課長）岩嶋敏男（担当）二村大輔 電話：026-235-7177（直通） FAX：026-235-7491 e-mail：chikyu@pref.nagano.jp	担当：廃棄物対策課廃棄物審査ユニット （課長）大田安男（担当）三井峰雄 電話：026-235-7164（直通） FAX：026-235-7259 e-mail：haikibut@pref.nagano.jp	担当：建築管理課指導審査ユニット （課長）白鳥政徳（担当）久保田達也 電話：026-235-7334（直通） FAX：026-235-7479 e-mail：kenchiku@pref.nagano.
---	---	--

既存建築物におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領

既存建築物におけるアスベスト含有建材の適正撤去及び処分を図るために、大気汚染防止法施行令の改正に伴い、従前の実施要領を次のとおり改正し、実施します。

1 届出が必要な場合

面積の多寡によらず、解体工事を行う場合

2 届出方法等

別紙様式により、工事着手の7日前までに届出てください。

なお、解体工事にあつては、解体する面積が80㎡以上の場合は建設リサイクル法第10条の届出(第11条の通知を含む。)に併せ、10㎡を超え80㎡未満の場合は建築基準法第15条の工事届(除却届)に併せて、10㎡以下の場合は単独で届出てください。

(1) 届出先(受付窓口)

建設リサイクル法第10条の届出又は建築基準法第15条の工事届(除却届)に併せて届出の場合は当該届出先と同じとします。【別図中 及び の場合】

また、単独で届出の場合の届出先は、地方事務所(商工雇用)建築課とします。

【別図中 の場合】

(2) 届出者

上記で法令に基づく届出がある場合はその届出者とし、単独で届出の場合は工事の発注者又は施工者とします。

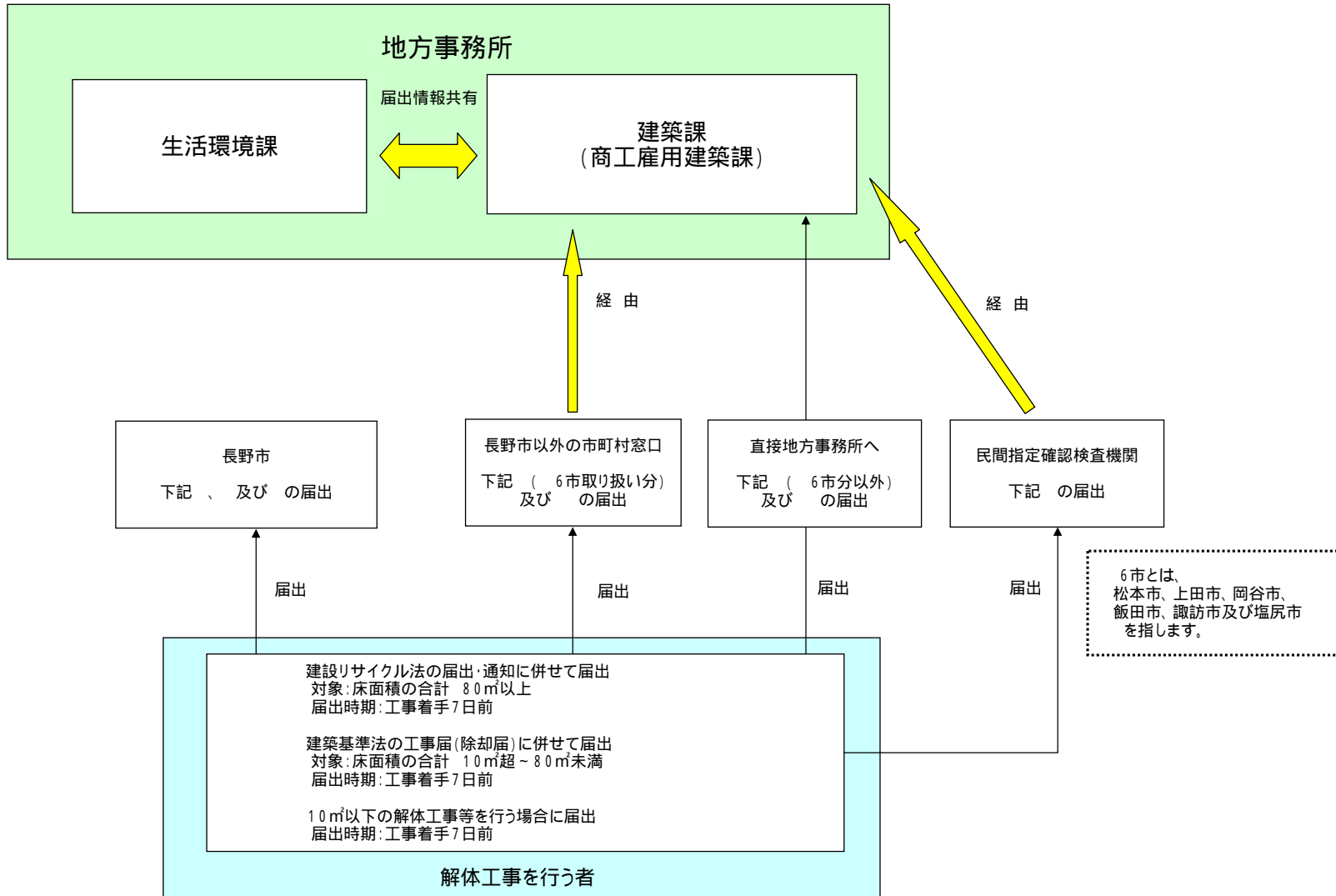
また、解体する建築物にアスベスト含有建材がある場合については、届出先にて注意事項が記載されたチラシ<別紙1>を配付し、工事の際の注意を促します。

1)「アスベスト含有建材」とは、1%を超えるアスベストを含有する建材を指し、改正後(平成18年3月1日施行)の大気汚染防止法施行令第3条の3第1号及び第2号に定められた、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材は含まれません。

2)当該届出をした場合であっても、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法第18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」が別途必要になります。

「アスベスト含有建材使用建築物 解体工事届出書」に係る届出フロー

(別 図)



<参考1>

「アスベスト含有建材使用建築物 解体工事届出書」に係る取扱い範囲早見表

区 分	届出時期	受付窓口	対象建築物の延べ面積			
			0	10m ²	80m ²	超
建築物を解体する場合	工事着手7日前	建築部局	単独届出	工事届(除却届) (建築基準法第15条) に併せて届出	建設リサイクル法の届出・通知 (建リ法第10条・第11条) に併せて届出	

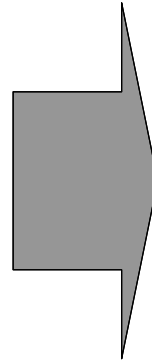
注) 本届出をした場合であっても、吹付けアスベスト等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法第18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」が別途必要になりますので注意してください。

大気汚染防止法施行令の改正に伴う吹付けアスベスト等の除去に係る届出制度の変更

<参考2>

改正前

区分	具体例	要件	取扱区分
吹付けアスベスト	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材	耐火建築物又は準耐火建築物で建築面積500m ² 以上かつ吹付け面積50m ² 以上（解体・改造・補修する場合）	大気汚染防止法による届出 現地確認
		上記以外の吹付けアスベスト除去	県の実施要領による届出 現地確認
アスベスト含有建材等	上記以外のアスベスト含有建材等	建築面積の多寡にかかわらず解体工事全て	県の実施要領による届出



改正後

区分	具体例	要件	取扱区分
吹付けアスベスト	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材		
アスベストを含有する断熱材 (吹付けアスベストを除く)	屋根用折版裏断熱材 煙突用断熱材	建築面積の多寡にかかわらず全て (解体・改造・補修する場合)	大気汚染防止法による届出 現地確認
アスベストを含有する保温材 (吹付けアスベストを除く)	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材		
アスベストを含有する耐火被覆材 (吹付けアスベストを除く)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材		
アスベスト含有建材 (上記以外)	上記以外のアスベスト含有建材		

改正施行期日 平成18年3月1日

アスベスト含有建材使用建築物 解体工事届出書

届出先

_____ 地方事務所長 様

届出者住所： _____

氏名： _____

連絡先： _____ (_____)

1 解体する建築物の概要

所在地			
建築物の所有者 (届出者と同じ時は記載不要)			
建築物の用途	建築物の規模	延べ面積	m ² (階建)
工事着手の時期	平成	年	月 日

2 吹付けアスベスト等の有無 (該当するものに 印をつけてください。)

吹付けアスベスト等の有無	あり	なし
--------------	----	----

注)「吹付けアスベスト等」とは、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号及び第2号に定められた、1%を超えるアスベストを含有する吹付けアスベスト並びに断熱材、保温材及び耐火被覆材を指します。
 本届出をした場合であっても、吹付けアスベスト等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出等作業に該当する場合は、同法第18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」が別途必要になりますので注意してください。

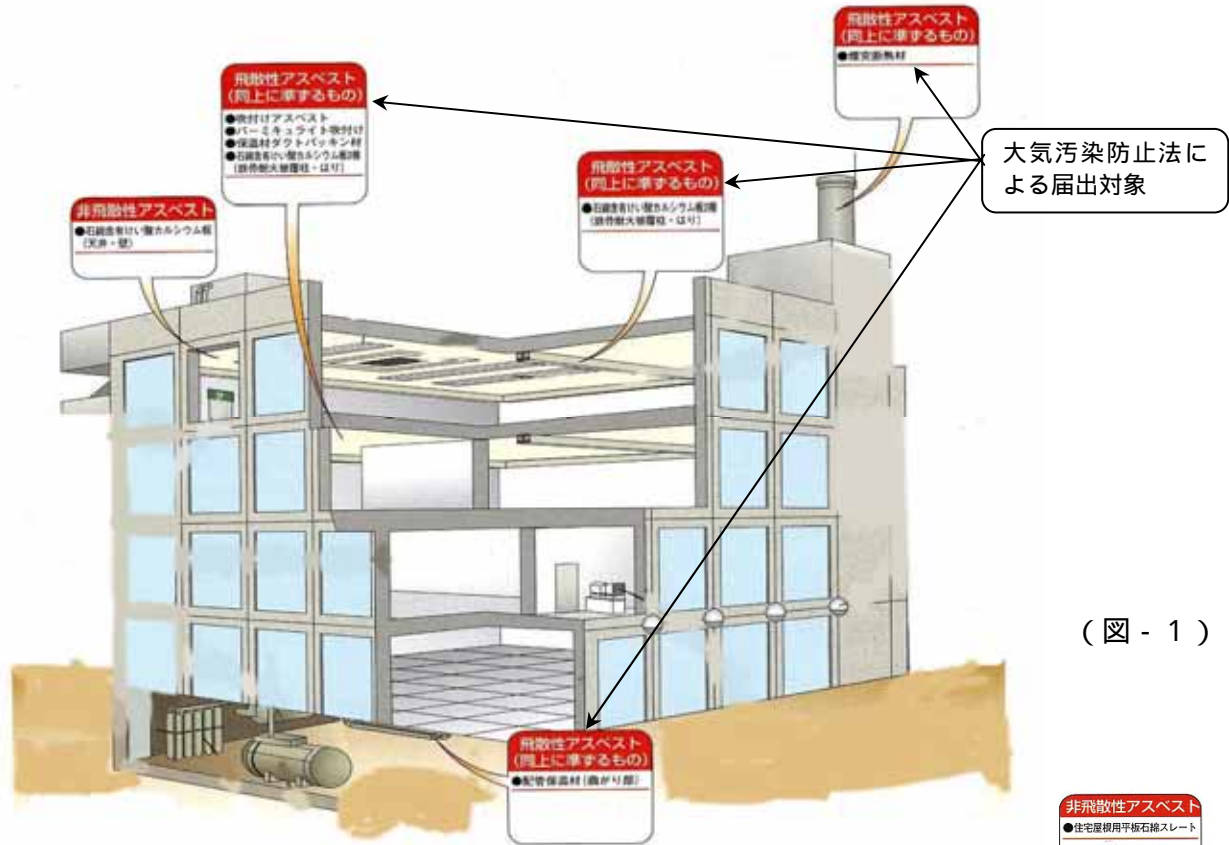
3 アスベスト含有建材関係 (該当するものに 印をつけてください。)

アスベスト含有建材の有無	あり	なし	
どのような建材に含まれており、どこに使用されているかは裏面図1・2を参考に判断してください。また、使用されている建材があれば下表の記入欄に 印をつけてください。			
記入欄	製品名	アスベスト製品製造時期の目安	使用箇所
	・岩綿吸音板：石綿含有	1986年頃以前	天井材
	・ビニール床タイル：石綿含有	1986年頃以前	床材
	・押出し成形セメント板：石綿含有	2004年9月以前	非耐力壁及び間仕切壁
	・住宅屋根用化粧スレート	2004年9月以前	屋根用
	・窯業系サイディング	2004年9月以前	外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(波板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿含有繊維強化セメント板(平板)	2004年9月以前	屋根及び外装
	・石綿セメントけい酸カルシウム板(第一種)	1994年頃以前	内装
	・パルプセメント板	2004年9月以前	外装及び内装、軒天
	・石膏スラグ板	2004年9月以前	外装及び内装、軒天
	その他(_____)		(_____)

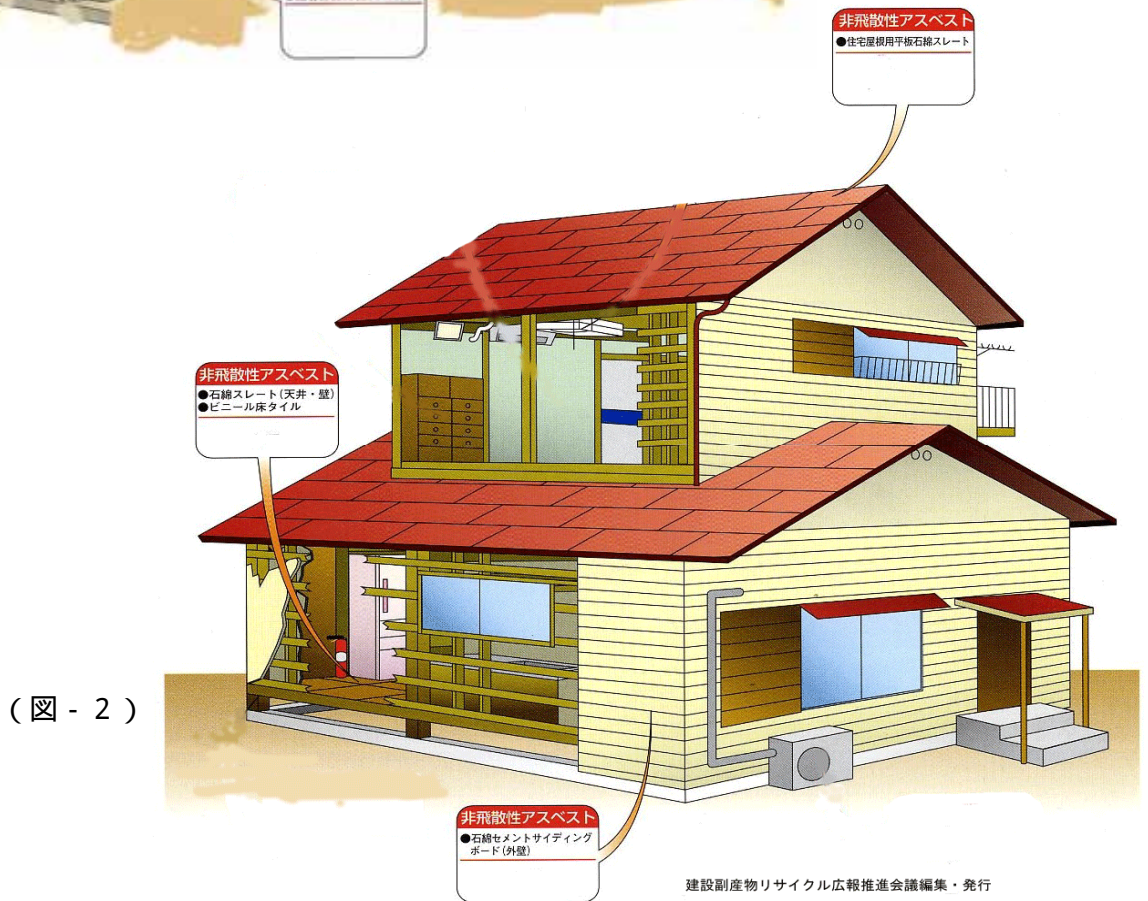
裏面も記入してください。

4 アスベスト含有建材廃棄物の処理方法
 (該当するものに 印をつけ、必要事項を記入してください。)

運搬	自社	委託 (業者名:)
処分	自社	委託 (業者名:)



(図 - 1)



(図 - 2)

アスベスト含有建材の撤去・処理作業における注意すべき事項

1. アスベスト含有建材の撤去

- (1) アスベスト含有建材の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともにガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト含有建材の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有建材を撤去する場合は、できる限り、原形そのまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有建材を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト含有建材の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。

2. アスベスト含有建材の集積、運搬等

- (1) 撤去したアスベスト含有建材の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- (2) 細かく破碎されたアスベスト含有建材は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト含有建材を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有建材の保管場所であることの表示を行う。
- (4) アスベスト含有建材の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト含有建材の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が確実に行われたことを確認する。

3. アスベスト含有建材の処分等

- (1) アスベスト含有建材は、普通の産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有建材であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト含有建材の処分が完了した場合は、マニフェストにより処分が確実に行われたことを確認する。